

○三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例施行規則

(平成 31 年 3 月 25 日規則第 4 号)

三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和 53 年三股町規則第 17 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三股町母子及び父子家庭医療費助成に関する条例(平成 31 年三股町条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例に定める用語の例による。

(認定の申請)

第 3 条 条例第 4 条に規定する助成対象者の認定を受けようとする者は、母子及び父子家庭医療費受給資格認定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に対して申請しなければならない。

(1) 前年の所得証明書。ただし、1 月から 10 月までの間の申請にあつては前々年のものとする。

(2) 医療保険各法による被保険者証もしくは社会保険各法による社会保険の被保険者証(以下「被保険者証」という。)

(3) 条例第 3 条第 1 項ただし書の適用を受ける児童においては前 2 号に定めるものの他、町長が必要と認める書類

2 前項の添付書類は、町長が公簿等により確認できるときは省略することができる。

(助成対象者の認定日)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する規則で定める日とは、申請日とする。

(受給資格者の登録事項)

第 5 条 受給資格者の登録事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成対象者の住所、氏名、性別及び生年月日

(2) 助成対象者に係る被保険者証等の記載事項

(3) 助成対象者に係る口座情報

(4) その他町長が必要と認める事項

(受給資格者証)

第 6 条 条例第 5 条第 1 項に規定する母子及び父子家庭医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)は、母子及び父子家庭医療費受給資格者証(様式第 2 号)のとおりとする。

2 町長は、条例第 4 条の規定により申請した者が条例第 3 条第 1 項に該当する助成対象者であるときは、母子及び父子家庭医療費受給資格者証交付台帳(様式第 3 号)に記載し、当該申請者に受給資格者証を交付する。

3 前項に規定する受給資格者証の効力は、交付を受けた日から最初に到来する 10 月 31 日までとし、助成対象者は、毎年、更新の手続をしなければならない。

4 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、母子及び父子家庭医療費受給資格変更届喪失届再交付申請書(様式第 4 号)を町長に提出し、再交付を受けなければならない。
(医療費支払の申請等)

第 7 条 条例第 7 条第 4 項の規定に基づき保険医療機関等が医療費の支払いを受けようとする場合には、宮崎県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金宮崎支部が定めた請求書に内訳書を添えて町長に対して申請しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項及び第 3 項の申請は、1 月を単位として、母子及び父子家庭医療費助成金申請(請求)書(様式第 5 号)に保険医療機関等で一部負担金を支払ったことの証明を受け、当該申請書により町長に対して申請しなければならない。ただし、保険医療機関等の証明については、当該医療機関等の保険診療点数、一部負担金の明細等を記載した領収書をもって代えることができる。

(助成金の交付)

第 8 条 町長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、保険医療機関等、受給資格者又はその保護者等に助成するものとする。

(届出等)

第 9 条 助成対象者は、住所、氏名、加入保険及び金融機関に変更を生じたときは、母子及び父子家庭医療費受給資格変更届喪失届再交付申請書を受給資格者証を添えて町長に提出しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第 10 条 助成対象者又は保護者等が助成を受ける資格を喪失したときは、母子及び父子家庭医療費受給資格変更届喪失届再交付申請書を速やかに提出し受給資格者証を返還しなければならない。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

[別紙参照]